

同時発表：中部運輸局

令和4年9月2日  
自動車局整備課

## 自動車検査証の有効期間を延長します ～令和4年9月の大雨の被害を受けて～

令和4年9月の大雨による被害に伴い、中部運輸局静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所（静岡県浜松市東区流通元町11番1号）に避難指示が発令されたことから9月2日の業務を中止しました。

このことから、当該事務所が所管している地域<sup>\*</sup>に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和4年9月2日から同年9月4日までの自動車について、令和4年9月5日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

### ※【対象地域】

静岡県（浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、周智郡）

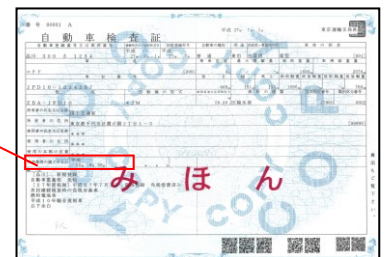
1. 令和4年9月の大雨による被害に伴い、浜松市内に避難指示が出たことにより、中部運輸局静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所においては、利用する皆様方の安全に配慮し庁舎を閉庁したところです。このため、対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生じるおそれがあります。したがって、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日公示したのでお知らせします。

### ○ 対象となる自動車

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和4年9月2日から同年9月4日までのもの

（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。）

有効期間の満了する日	令和4年9月2日
------------	----------



### ○ 延長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間を満了する日を、令和4年9月5日まで延長

### ○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和4年9月5日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが9月5日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の拡大等を検討してまいります。

連絡先

自動車局整備課 野村、杉本、赤松

Tel 03-5253-8111

(内線 42424、42427)

Fax 03-5253-1639

### (参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

- 第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。
- 2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

### (参考2) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の主な例

- 令和4年8月の大雨による被害を受けて、福井県敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町、南越前町に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和4年8月5日から8月14日までの自動車については、令和4年8月15日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和4年8月の大雨による被害を受けて、福井県全域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和4年8月5日から8月7日までの自動車については、令和4年8月8日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和3年7月の大雨による被害を受けて、静岡県熱海市伊豆山に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和3年7月3日から8月1日までの自動車については、令和3年8月2日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年9月の台風第9号による被害に伴い、長崎県佐世保市高島町に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年9月2日から高島町島外への自動車の航送が可能となった日の2週間後の日までの自動車について、高島町島外への自動車の航送が可能となった日の2週間後の日の翌日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨による被害に伴い、熊本県、大分県及び岐阜県の一部地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間を令和2年8月4日まで伸長しているところ、被害状況をかんがみ、9月4日まで自動車検査証の有効期間を再伸長。

### (参考3) 静岡運輸支局長の公示

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和4年9月2日から同年9月4日までのものは、令和4年9月5日をもって満了するものとする。

## 記

浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、周智郡

令和4年9月2日

中部運輸局 静岡運輸支局長